平成２５年（フ）第２４４号
広島市中区舟入幸町12番12号
債務者　角本由美香
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１５号
広島市西区草津浜町20番８号
債務者　古木　靖隆
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１７号
広島県東広島市西条町寺家7934番地３　グランカーサＡｓｔｙ　Ｂ棟201号
債務者　山城　真一
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目17番５号　ツインフィオーレＫ　Ｂ203号
債務者　福元　久幸
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺２丁目59番地３
債務者　中原　昌子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
鹿児島県日置市伊集院町郡90番地11　東孝志借家108
債務者　満留　誠二
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目39番11号
債務者　山下　義文
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目39番11号
債務者　山下　禮子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市上荒田町３番20―206号
債務者　福元　百恵
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目25番11号　エスポアール中央101号
債務者　加藤　博昭
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
東京都町田市本町田95番地公社住宅ロ110
債務者　氏家　好朗
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３７１号
横浜市中区野毛町３丁目117番地１　ライジングプレイス桜木町二番館812号室
債務者　満谷　　才
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８０号
横浜市緑区台村町245番地
債務者　新津　真弥
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３６号
横浜市港北区新吉田東２丁目７番22号　辻荘203
債務者　近藤　隆司
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３７号
神奈川県藤沢市藤沢837番地　翠明荘２―Ｄ
債務者　鈴木　　禎
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４―５号棟108号
債務者　林　平八郎
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８号
静岡市清水区北矢部町１丁目10番20号　清水北矢部団地204号
債務者　天部　卓真
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部